

2019年 第3回

定例会報告

9月24日(火)、一般質問が始まり初日の一番に登壇しました。

1. 県職員の働き方改革について

- (1) ICTの活用とテレワークについて
- (2) 会計年度任用職員制度について

県庁においても、働き方改革は大きな問題となっています。私は、働き方改革の一環として、ICT機器の活用やテレワークの導入について質問しました。

また、来年度から導入される会計年度任用職員制度により、会計年度任用職員となる非正規職員の方々にも期末手当、通勤手当等の各種手当が支払われるようになります。

私は、自治体の業務は本来であれば正規職員が担うべきであると考えていますが、現実の情勢に鑑みて、非正規職員の処遇改善につながるという点では、この会計年度任用職員制度の導入は歓迎すべきことだと考えます。

しかし、人件費の増加が予想される中、人件費の総額抑制を理由に、必要な人員が確保されなくなるのではないかと危惧し、県の考えを尋ねました。

答弁 テレワークに関して必要な機器の拡充を進めるとともに、現在、介護や育児をしている職員を対象としているが、現状からの課題を踏まえ、対象者の拡大を含めて制度の検討を行いたい。

また、公務能率の向上にICTを積極的に活用するとともに、RPA^{注1}の導入拡大も進めていきたい。

会計年度任用職員制度の導入により人件費の総額は約2億円の増額となるが、業務量に応じた適正な人員配置は必要であり、財政上の制約を理由とした人員削減は考えていない。

総務省や経済産業省などの中央省庁でもすでにテレワークが導入され、職員の生産性が高まっています。また、地方自治体でも、佐賀県などではテレワークの対象者の拡大が進められ、業務改善などの効果が出ていると報告されています。



2. 教職員の働き方改革について

- (1) 教育現場の取り組みについて
- (2) 教員の超過勤務について

現在、県下の教育現場では、それぞれの学校において教職員の負担軽減に向けた様々な取り組みが行われています。今回はその中から、小学校高学年での教科担任制を取り上げ、その取り組みには教諭の加配が絶対に必要であることを指摘し、県教委の考えを問いました。

また、教育現場の超過勤務の問題に関わり、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)について、どのように考えているのかを質問しました。

給特法は1971年に成立し、「教職調整額」が支給される代わりに、超過勤務の限定条件はあるものの、何時間残業をしても全く手当が支払われないことになっています。

このことから、給特法が教職員の超過勤務とその放置、併せて不払い残業状態の大きな原因であると私は考えています。

答弁 中央教育審議会の議論の行方を注視しながら、加配定数の一層の活用により、教化担任制を推進し、教員の負担軽減を図っていきたい。

給特法についても、中央教育審議会において様々な議論がなされているところである。県教委としては、勤務時間の上限に関する方針を策定するとともに、市町村教育委員会にも策定を促し、連携して実効性のある働き方改革を推進していきたい。

注1 RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、定められたルールに従って自動的にPCでデータ処理する仕組み。大分県庁では、申請書の審査等で導入の実証が始まっています。

私のHPIにも議会活動・活動報告を掲載していますので御覧ください。

<http://www.ctb.ne.jp/harada/>

大分県議会議員 原田たかし

検索

